

地球温暖化のもたらす深刻な影響

詳しくは、本計画書の第1章1.1.3参照

● 地球規模の影響

異常気象の頻発

世界では、近年、熱波、干ばつ、洪水など、温暖化の影響と考えられる異常気象が多発し、人々の暮らしや生活基盤に大きな被害が生じています。

(環境省：STOP THE 温暖化2004より)



ホンジュラス、カリブ海沿岸の町トルヒーヨ。大型ハリケーン「ミッチ」が直撃し、町が水浸しとなった。地球温暖化が進むと、ハリケーンなど熱帯低気圧の威力が強まるといわれている。(1998.10,AYUCA)

農作物への影響

温暖化は、世界全体の農業にも影響を及ぼします。地球の平均気温が2.5℃程度上がると、食料の需要に供給が追いつかず、食料価格が上がると予測されています。

(環境省：STOP THE 温暖化2004より)



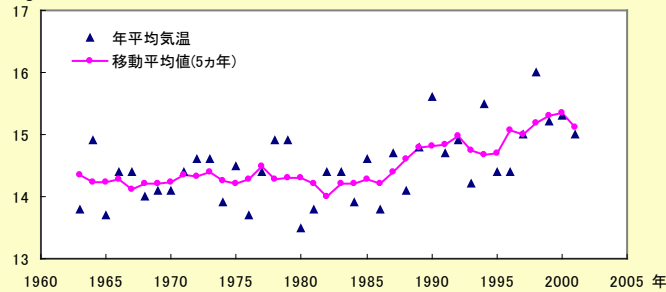
干天のため枯死したとうもろこし(滋賀県八日市市小脇町：彦根地方気象台撮影)(1994.9.13,気象庁)

● 島根県への影響

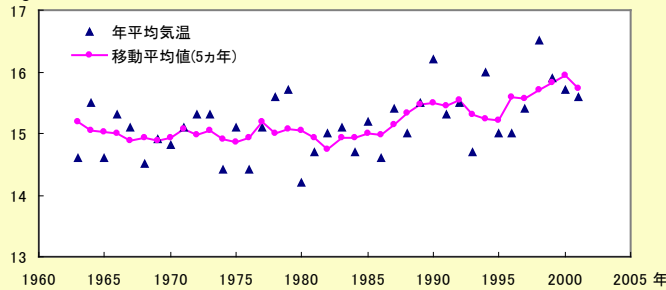
気温の上昇

松江市では1963年から2001年までの39年間に約0.8℃、浜田市では約0.6℃上昇しており、このような気温の上昇には、地球温暖化も大きな影響を及ぼしていると思われます。

松江市における年平均気温の変化



浜田市における年平均気温の変化



海面の上昇

島根県沿岸の砂浜面積は323haと、中国5県の中では鳥取県に次いで広い面積です。

地球温暖化の影響で海面が30cm上昇した場合には約1/3の砂浜が水没し、227haが侵食※を受けるという試算が公表されています。

※侵食とは波により、海岸の砂が沖に運ばれることをいいます。

海面上昇による侵食量の予測(島根県沿岸)

| ケース | 砂浜面積 (ha) | 水没面積 (ha) | 侵食面積 (ha) | 侵食率 (%) |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 海面上昇量 | 0.3m | 323 | 107 | 70.2 |
| | 0.65m | | 205 | 98.5 |
| | 1.0m | | 274 | 99.9 |

(環境庁：「地球環境の行方 1994年」をもとに作成)

海面上昇による宍道湖・中海の生態系の変化

地球温暖化の影響による海面の上昇によって海水の浸入が進めば、塩分濃度が海水と淡水の間にある宍道湖・中海などの汽水湖では、塩分濃度が高まり、生態系が大きく変わることになります。

このままでは島根の美しい自然と環境がこわれてしまいます。
さあ、みんなで取り組みをはじめよう!

- 概要版 -

島根県地球温暖化対策推進計画

「地球を守る」しまねチャレンジプラン

計画期間「2005～2010」

本県の二酸化炭素排出状況と課題

詳しくは、本計画書の第1章1.3～1.4参照

● 島根県では いま

2005年2月16日、京都議定書が発効し、地球温暖化対策は最も注目される課題となりました。

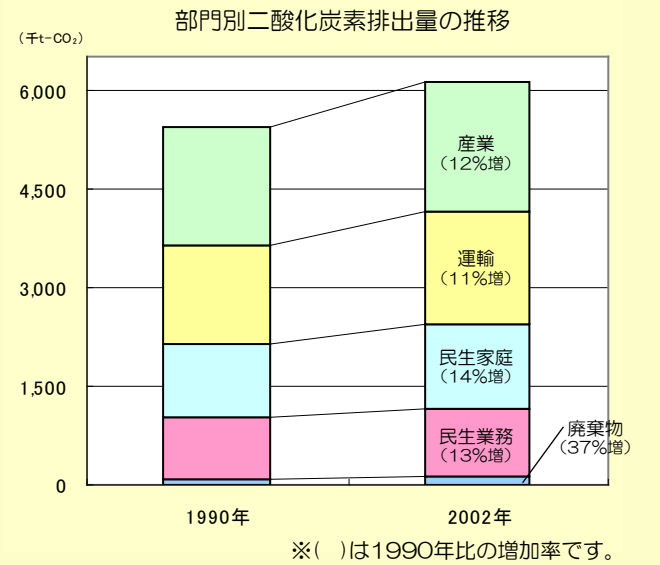
島根県の2002年の二酸化炭素排出量は1990年に比べ、約13%※も増加しています。

※エネルギー転換部門を除いた数字です。

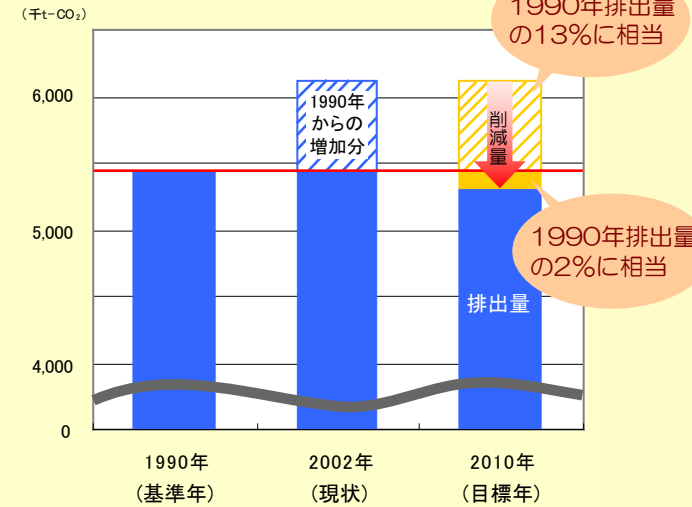
このままでは地球温暖化により異常気象の増大や農作物の減少、海面が上昇し、宍道湖や中海に海水が浸入して生態系が大きく変わるなどの影響が考えられます。

このような状況の中、島根県では県内から排出される二酸化炭素を削減するため、「島根県地球温暖化対策推進計画」(以下、「推進計画」という)を策定し、県民、事業者、行政が連携を図りながら取り組みを推進することにより「脱温暖化社会」を目指すこととしました。

部門別二酸化炭素排出状況



二酸化炭素排出量の推移



二酸化炭素の主な増加要因

- ・ 自動車保有台数の増加
- ・ 核家族化による世帯数の増加
- ・ 家電製品、OA機器、空調機器等の普及
- ・ 事務所・ビルの増加

詳しくは、本計画書の第3章1.5参照

各部門における今後の対策の方向性

- 産業部門・・・新エネルギーや省エネ設備の導入、環境マネジメントシステムの構築
- 運輸部門・・・公共交通機関の利用による自動車利用の自粛、低公害車・低燃費車の導入促進
- 民生家庭部門・・・環境家計簿を使った家庭での取り組み、環境教育・環境学習の促進
- 民生業務部門・・・省エネ型OA機器・空調機器への更新、建物の省エネ化

二酸化炭素は全ての部門で増加しています。
二酸化炭素を削減するためには、一人ひとりができることから始め、みんなで取り組みを推進していくことが重要です。

平成17年3月
一発行・編集一
島根県環境生活部環境政策課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL(0852) 22-5111 (代表)